

第4部

東海地震事前対策

第1章 対策の考え方

第1節 策定の趣旨

(区総務部)

東海地震(震源=駿河湾沖、M8程度)の発生に備え、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)が、1都7県157市町村(平成24年4月1日現在)に指定されている(資料編その1 P.資1-141 I-40「東海地震に係る地震防災対策強化地域」参照)。都内では新島村・神津島村・三宅村が強化地域に指定されている。

東海地震が発生した場合、江東区内の震度は5弱程度と想定されていることから、強化地域に準じた東海地震予知情報(以下「予知情報」という。)による社会的混乱の防止と地震応急対策の実施が必要であり、策定したものである。

なお、平成29年9月の内閣府の報告によれば「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」において、これまでの東海地震を対象とする大規模地震対策特別措置法(大震法)は、確度の高い地震予知を前提とした防災対応を実施する仕組みであるが、現在の科学的知見では大震法が前提とする地震予知は難しいとの結論が出された。

そのため、大震法を前提とする本計画の当該部分は大幅な変更が必要となる可能性があり、今後は国の動きに注視しつつ、国や都の方針等がまとまり次第、本区地域防災計画に反映させていくものとする。

第2節 基本的な考え方

(区総務部)

本計画は次の考え方を基本としたものである。

- ① 東海地震に関する情報が出された場合は、その情報内容に応じ必要な対応をとるものとする。東海地震注意情報(以下「注意情報」という。)が出された場合には、この情報が、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報であることに鑑み、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。また、注意情報を踏まえて準備行動を開始する決定がなされた場合には、社会的混乱防止のための措置を講じるとともに、必要な準備行動をとるものとする。これらの準備行動の実施に当たっては、経済的影響などについても配慮するものとする。
- ② 警戒宣言が発せられた場合においても、都市機能は極力平常どおり維持することを基本としつつ、警戒宣言・地震予知情報(資料編その1 P.資1-142 I-41「警戒宣言、地震予知情報について」参照)に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置並

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

びに東海地震による被害を最小限に留めるための防災措置を講じることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。

- ③ 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、警戒宣言発令前における注意情報発表時や、これに基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合に実施すべき対策も盛り込む。
- ④ 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、本計画の第2部「災害予防・応急・復旧計画」で対処する。
- ⑤ 東京都区部の地域は強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。
- ⑥ 本計画の策定に当たっては、次の事項に留意した。本計画の実施に当たり十分配慮するものとする。
 - ア. 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、別個の対応をとることとする。
 - イ. 警戒宣言が発せられた時点には地震発生の可能性があるため、人命の安全の確保を第一に、次いで他の防災上の対策の優先度を配慮する。
- ⑦ 本計画は、科学的知見や社会環境の変化等に伴い、必要に応じて見直しを行い、実態に即したものとしておく。また、「南海トラフ巨大地震の被害想定について」（第一次報告発表：平成24年8月、第二次報告発表：平成25年3月（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ））等、関連する諸計画との整合についても十分留意するものとする。

第2章 防災機関業務大綱

区及び区内地域における防災関係機関が、防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

第1節 区

機関の名称	事務又は業務の大綱
政策経営部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長の特命事項に関すること。 2 住民に対する東海地震対策の広報活動に関すること。
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長室の庶務及び部長会議の運営に関すること。 2 職員の動員、服務及び給与に関すること。 3 車両、資材及び労力の調達準備に関すること。 4 庁舎及び区有施設の被害状況調査及び応急修理に関すること。 5 東海地震対策の連絡調整に関すること。 6 地震予知情報、警戒宣言等の通信及び伝達に関すること。 7 東海地震に係る災害の予防、応急対策に関すること。
地域振興部	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の保護安全に関すること。 2 施設の安全管理に関すること。 3 商工業等の東海地震対策に関すること。 4 生活物資対策の呼びかけに関すること。 5 金融対策の呼びかけに関すること。
区民部	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の保護安全に関すること。 2 施設の安全管理に関すること。
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護サービス事業者との連絡調整に関すること。
障害福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者福祉サービス事業者との連絡調整に関すること。
生活支援部	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所設営の準備に関すること。
健康部	<ol style="list-style-type: none"> 1 各医療機関等の連絡調整に関すること。 2 医療救護態勢の準備に関すること。 3 医師会等との連絡に関すること。 4 その他保健衛生に関すること。
こども未来部	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児及び施設利用者等の保護安全に関すること。 2 保育園等こども関連施設の安全管理に関すること。 3 私立保育園等の東海地震対策の指導に関すること。
環境清掃部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ及びし尿の処理に関すること。
都市整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅等の調査及び報告に関すること。
土木部	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防活動に関すること。 2 堤防、護岸、道路、橋梁等の点検に関すること。 3 障害物の除去に関すること。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 公立学校(園)の幼児、児童、生徒等の保護安全に関すること。 2 施設利用者の保護安全に関すること。 3 公立学校(園)の被害状況調査及び応急修理に関すること。 4 公立学校(園)及び施設の安全管理に関すること。 5 私立幼稚園の東海地震対策の指導に関すること。
----------	--

第2節 都関係機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
水 道 局 東 部 第 一 支 所 江 東 営 業 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道施設の保全に関すること。 2 応急給水に関すること。
下水道局東部第一 下 水 道 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関すること。
第 五 建 設 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防に関すること。 2 道路及び橋梁の保全に関すること。
江 東 治 水 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水門並びに付属工作物の維持、管理及び操作に関すること。 2 水門等施設の点検に関すること。
港 湾 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設、海岸保全施設及び都営ヘリポートの保全並びに復旧に関すること。 2 輸送経路を確保するための航路・泊地及び臨港道路の障害物除去に関すること。 3 物資拠点となる岸壁・野積場等の確保及び在港船舶の整理に関すること。 4 輸送手段を確保するための船舶及びヘリコプターの調整に関すること。 5 港湾における流出油の防除に関すること。
警視庁第一方面本部 東 京 湾 岸 警 察 署 警視庁第七方面本部 深 川 警 察 署 城 東 警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難誘導に関すること。 2 警備情報に関すること。 3 交通の規制に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、公安に関すること。
東 京 消 防 庁 第 七 消 防 方 面 本 部 深 川 消 防 署 城 東 消 防 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種情報等の収集及び連絡に関すること。 2 災害の予防及び警戒に関すること。 3 区民の指導に関すること。 4 事業所の消防計画、危険物施設の予防規程等に関すること。
交 通 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 都営交通施設の保全に関すること。 2 電車、バス等による輸送に関すること。

第3節 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
荒川下流河川事務所	1 管轄河川の保全に関する事。
東京海上保安部	1 地震情報等の伝達に関する事。 2 情報の収集に関する事。 3 海上交通安全の確保に関する事。 4 海上における治安の維持に関する事。 5 航路標識等の施設の保全に関する事。

第4節 陸上自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
第1普通科連隊	1 東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事。

第5節 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
J R 東 日 本	1 鉄道輸送に関する事。 2 鉄道施設の保全に関する事。
N T T 東 日 本	1 電報、電話等の通信の確保に関する事。
首 都 高 速 道 路	1 首都高速道路等の保全に関する事。
日 本 通 運	1 貨物自動車による救助物資の輸送の準備に関する事。
東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド	1 電力施設等の建設並びに保全に関する事。 2 電力の供給に関する事。
東 京 ガ ス グ ル ー プ	1 ガス施設工作物の維持管理に関する事。 2 ガスの供給に関する事。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

第6節 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東 京 地 下 鉄	1 鉄道輸送に関すること。 2 鉄道施設の保全に関すること。
東 武 鉄 道	1 鉄道輸送に関すること。 2 鉄道施設の保全に関すること。
ゆ り か も め	1 鉄道輸送に関すること。 2 鉄道施設の保全に関すること。
東 京 臨 海 高 速 鉄 道	1 鉄道輸送に関すること。 2 鉄道施設の保全に関すること。
ト ラ ッ ク 協 会 〔 深 川 支 部 〕 〔 城 東 支 部 〕	1 貨物自動車による救助物資の輸送の準備に関すること。

第7節 公共的団体

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
医 師 会	1 医療活動に関すること。
歯 科 医 師 会	1 歯科医療活動に関すること。
薬 剤 師 会	1 医薬品の供給に関すること。 2 薬事衛生及び環境衛生に関すること。 3 災害時における薬剤師の配置に関すること。
助 産 師 会	1 助産活動の協力に関すること。
柔 道 整 復 師 会	1 災害時における応急救護活動の実施に関すること。
獣 医 師 会	1 動物の飼育及び衛生に関する指導及び助言に関すること。
災 害 協 力 隊	1 情報の伝達及びその他防災対策業務の協力に関すること。

第3章 事前の備え

第1節 東海地震に備え、整備する事業

(区総務部・都市整備部・土木部)

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、第2部「災害予防・応急・復旧計画」における各章の「予防対策」に基づき実施しているところである。

一方、大規模地震対策特別措置法の制定を契機として、地震の予知に基づく対策、特に予知情報による社会的混乱の防止という新たな課題が生じている。

このため、本章では、①警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備等の整備、②従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため引き続き整備すべき事業をとりあげるものとする。

1. 社会的混乱を防止するため整備する事業

(1) 防災行政無線の整備

区は、昭和53年3月に防災行政無線設備を、平成3年3月に地域防災無線を整備した。平成8年度には、新たに区内後方医療施設等に対して地域防災無線陸上移動局を配備し、地域防災無線の拡充を図った。

防災センターの建設に伴い、平成16・17年度に防災行政無線をデジタル化し、平成18年4月よりこれらの運用を開始した。

これにより、警戒宣言、地震予知情報等の重要な注意報及び警報を知ったときには、直ちに各部、防災関係機関及び災害協力隊等へ連絡するとともに、必要と認められるものについては、防災行政無線や防災ポータル、防災アプリ、安全安心メール、防災関連X(旧Twitter)等あらゆる手段を活用して、区民へ情報の伝達を図ることとする。

また、都・区間の連絡は東京都防災行政無線(多重系)を活用する。

※ 防災行政無線の現況は、第2部 第7章 予防対策 第2節 1.「防災行政無線設備の整備」を参照のこと。

2. 被害の発生を最小限にとどめるため整備する事業

(1) ブロック塀等の倒壊防止

第1 指導の強化

震度5弱程度の地震であっても、ブロック塀等の倒壊による死傷者が発生することが予想されることは、宮城県沖地震(昭和53年6月)の例を見ても明らかである。

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

また、ブロック塀の倒壊により、人命の被害だけでなく、救援・救護対策の障害にもなりその影響は少なくない。

都では、宮城県沖地震を契機として、昭和53年7月にブロック塀等の倒壊に対する安全確保について、建築関係業者に対して通達している。区は、建築確認の際の指導を強化する一方、国の基準を取り入れ、正しい施工方法による安全対策を区報に掲載するとともに、窓口においても相談指導を行っている。また、道路に面した倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去費用の助成を行っている。

(2) 落下物の防止

第1 窓ガラス等の落下物の防止

区では、特定建築物の定期報告の際に、大規模空間の天井、窓ガラス、外壁等の落下の危険が予想される箇所について、落下防止対策を図るよう指導する。

また、区報等で既存建築物の所有者や管理者に、点検及び改修工事を行うよう啓発し、落下物の防止対策の推進を図る。

第2 屋外広告物対策

広告塔、看板等の屋外広告物は、地震の際に落下し、被害を与えることも予想される。

このため、区は、都と連携して、屋外広告物許可申請受付の際、申請者又は施行者に対し、下記の事項について行政指導を行うものである。

- ① 建築物の屋上、壁面や地上に広告物を設置する場合、地震により落下しないよう耐震工法について創意工夫し、落下防止を図るよう指導する。
- ② 広告物は常に良好な状態を保持するため、維持管理について十分配慮するよう指導に努めるとともに、継続許可申請に対し、設置月日の再確認と、その後の保守の状況についても合わせて指導する。
また、一定の規模以上の広告物等については、屋外広告物管理者の設置を義務づけている。

第2節 広報及び教育

(区政策経営部・総務部・教育委員会事務局、NTT東日本)

東海地震に適切に対応するためには、区民の意識とその活動のあり方が最大の課題となる。

区民が東海地震を正しく受けとめ、これに対する的確な行動がとれるように平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発指導するものである。

1. 広報

平常時から警戒宣言の内容、予想震度、警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

広報の基本的流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災まで、④注意情報が解除された時とする。

広報内容としては、下記の基本的事項について実施する。

- ① 東海地震についての教育、啓発及び指導
- ② 東海地震に関する観測情報・注意情報についての広報
- ③ 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
- ④ 江東区内の予想震度及び被害程度
- ⑤ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
- ⑥ 民心の安定のため警戒宣言時に防災機関が行う措置
- ⑦ 気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報

主な例を示すと、次のとおりである。

- ① 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - ア. 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - イ. 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - ウ. その他防災上必要な事項
- ② 道路交通の混乱防止のための広報
 - ア. 警戒宣言時の交通規制の内容
 - イ. 自動車利用の自粛の呼びかけ
 - ウ. その他防災上必要な事項
- ③ 電話の輻輳による混乱防止のための広報
 - ア. 警戒宣言時等の異常時の電話利用の自粛
 - イ. 回線の輻輳と規制の内容
- ④ 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - ア. 生活関連物資取扱店の営業
 - イ. 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと
- ⑤ 預貯金引出しなどによる混乱防止のための広報
 - ア. 金融機関の営業及び急いで引出しをする必要のないこと
- ⑥ その他の広報
 - ア. 電気、ガス等の使用上の注意

震災編	第1部
	第2部
	第3部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

(1) 区による広報計画

- ① 印刷物による広報
こうとう区報をはじめ、印刷物による防災知識の普及を図る。
- ② CATV等による広報
CATV、コミュニティFM、DVD等を活用し、日頃から防災知識の普及を図る。
- ③ 区ホームページ等による広報
区ホームページ、防災ポータル、防災アプリ、安全安心メール、各種SNS等を活用し、防災意識の高揚を図る。
- ④ その他
地域の実態に応じて行う。

(2) NTT東日本による広報計画（区民のとりべき措置）

第1 平常時

- ① 緊急時の連絡先の電話番号はあらかじめメモしておく。
- ② 家族間、職場間の情報伝達ルートをあらかじめ決めておく。
- ③ 電話が使えなくなった場合の連絡手段をあらかじめ決めておく。
- ④ コインの使用が可能な公衆電話の設置場所を確認しておく。
- ⑤ 電話が使えなくなった場合の職場間などの連絡用として、携帯電話機、PHS、専用電話の設置などについて、検討、対策を講じておく。

第2 注意情報発表時から警戒宣言まで

- ① 家族、学校、職場などへの電話による連絡、問い合わせは控える。
- ② 電話が混んでいるとき、また話し中のときは、しばらく見合わせる。
- ③ 電報についても見合わせる。
- ④ 緊急の用件はコインの使用が可能な公衆電話を利用する。

第3 警戒宣言から発災まで

- ①～④までは第2の項に同じ。
- ⑤ 電話機は床の上に降ろしておく。
- ⑥ 地震が発生した場合は、揺れが収まったら受話器がはずれたままになっていないかを確認する。

2. 教育指導

(1) 関係職員及び児童・生徒等に対する教育

区及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童、生徒等に対する地震防災教育を実施する。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第1 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。

- ① 地震発生時の安全行動
- ② 登下校（園）時等の安全行動等

第2 教育指導方法

児童・生徒に対しては、「防災ノート～災害と安全～」等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

(2) 区職員に対する教育

区は、第2部 第6章 予防対策 第2節「事業継続体制の確保」に基づいて、職員の防災意識の高揚と教育を図る。

(3) 自動車運転者に対する教育

警察は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適正な行動がとれるよう、運転者講習会において事前に次の事項について教育指導を行う。

- ① 東海地震に関する基本的事項
- ② 道路交通の概況と交通規制の実施方法
- ③ 自動車運転者のとるべき措置
- ④ その他の防災措置等

第3節 事業所に対する指導

(第七消防方面本部、深川・城東両消防署)

警戒宣言発令時の対応措置に関して、消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画において、防災体制の確立、情報の収集伝達等、安全対策面からの営業の方針、出火防止及び初期消火、危害防止等について定めておくよう指導する。

1. 事業所防災計画等の指導

(1) 一般事業所

- ① 消防法及び火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所
- ② 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所

(2) 特定事業所

危険物施設のうち、予防規程を作成することとされている事業所

2. 指導の内容

- ① 消防計画に定める事項
- ② 予防規程に定める事項(危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む)
- ③ 事業所防災計画に定める事項

3. 指導方法

- ① 防災指導等印刷物による指導
- ② 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- ③ 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- ④ その他、立入検査等消防行政執行時における指導

第4節 防災訓練

(区、各機関)

区及び防災関係機関は、警戒宣言時における防災措置の円滑を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く防災訓練を実施するものである。

機関の名称	内 容
区	江東区総合防災訓練の各種訓練に、警戒宣言等の情報伝達等を取り入れて実施を図る。 1 協力体制 区と区民、民間協力団体及び防災関係機関が一体となり、防災意識の高揚、防災活動の習熟を図るため毎年1回以上実施する。 2 訓練内容 警戒宣言時を想定し、本部設置運営訓練、通信手続、無線機の操作、情報の収集、伝達訓練等を実施する。
警察署	関係防災機関、地域住民及び事業所等協力して合同訓練を行う。

<p>消 防 署</p>	<p>警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行う。</p> <p>1 参加機関 (1) 消防団 (2) 協定締結先の民間団体 (3) 東京消防庁災害時支援ボランティア (4) 防災関係機関</p> <p>2 訓練項目 (1) 非常招集命令伝達訓練 (2) 参集訓練 (3) 初動措置訓練 (4) 情報収集訓練 (5) 通信運用訓練 (6) 署隊本部等運用訓練 (7) 部隊編成及び部隊運用訓練 (8) 消防団との連携訓練 (9) 協定締結時の民間団体との連携訓練 (10) 各種計画、協定等の検証 (11) 防災証明書発行対応訓練</p> <p>区及び関係機関と合同して、防災諸対策の総合的訓練を行う。</p> <p>3 合同防災訓練</p> <p>4 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>
<p>都 水 道 局</p>	<p>1 訓練内容 訓練は、都と区市町村等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部と事業所とが一体となって実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。</p> <p>(1) 総合訓練 ア 本部運営訓練 イ 非常参集訓練</p> <p>(2) 個別訓練 ア 情報連絡訓練 イ 保安点検訓練 ウ 応急給水訓練 エ 復旧訓練 オ その他</p> <p>2 訓練の実施 総合訓練及び個別訓練は定期的を実施するほか、施設の新設、運転方法の変更や職員の異動があった時など、必要に応じて随時行う。</p>
<p>都 港 湾 局</p>	<p>災害時に迅速な対応が円滑に行えるよう、防災訓練を年1回以上実施する。</p> <p>1 訓練内容 (1) 職員招集、配備 (2) 情報収集・伝達 (3) 水門等施設操作 (4) 護岸等巡回点検 (5) 資機(器)材等点検</p>
<p>医 師 会</p>	<p>1 区の総合防災訓練にて、緊急医療救護所での傷病者のトリアージ・医療救護訓練を行う。</p> <p>2 各災害拠点病院、災害拠点連携病院での災害対応訓練において、病院・区と連携して緊急医療救護所でのトリアージ・医療救護訓練を行う。</p> <p>3 区の医療救護本部の設置・参集訓練と同時に、医師会災害対策本部の設置・運営訓練を行い、情報伝達訓練を行う。</p>

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

東京電力 パワーグリッド	災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常災害にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては実践的な内容とし、抽出した課題については、速やかに改善を行うとともに、次回訓練に反映する。また、国及び地方自治体等が実施する地震防災訓練には積極的に参加する。
東京ガス グループ	地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を年1回以上実施する。 訓練内容 1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達 2 非常体制の確立 3 工事の中断等 4 ガス、工作物の巡視、点検等 5 資機（器）材等の点検 6 警戒解除宣言に係る措置 7 需要家等に対する要請
各公共交通機関	防災対策（応急対策）に従事する従業員に対し、防災対策（応急対策）に必要な次の各号の訓練を年1回以上実施する。 1 非常招集訓練 2 情報連絡訓練 3 旅客誘導案内（図上）訓練 4 各担当業務に必要な防災訓練 また、自治体、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能を習得する。
N T T 東日本	大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 非常招集 3 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの 国又は都及び各区市町村等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
東京海上保安部	1 防災業務を迅速、的確に実施するため、区、都が行う総合防災訓練に参加する。 2 次に掲げる部内訓練を実施する。 (1) 職員の非常呼集、情報の伝達等に関する訓練 (2) 海難救助、消防、排出油の防除、人員又は物資の緊急輸送等に関する訓練 (3) 関係機関との通信訓練

第4章 調査情報（臨時）・注意情報発表時から警戒宣言が発表されるまでの対応措置

東海地震に関連する調査情報（臨時）（以下「調査情報」という。）及び東海地震注意情報は、気象庁が東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合に段階的に発表される。

本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、前兆現象が捉えられないまま、地震が突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。

第1節 調査情報発表時の対応

（区総務部）

調査情報の発表は、単なる異常データ観測の段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制をとる。

第2節 注意情報発表時の対応

（区、深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署）

注意情報が発表された場合、各防災関係機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

また、注意情報は本情報の解除を伝える場合にも発表される。

1. 情報活動

情報の伝達経路及び伝達方法は、第2部 第7章「情報通信の確保」による。また各機関内部の伝達系統については、各々の機関で定めておくものとする。

2. 伝達態勢

機関の名称	内 容
区	1 注意情報の通報を受けた場合は、総務部は直ちにその旨を各部内、出先機関に連絡する。また、夜間、休日等の勤務時間外においても、必要な措置をとるものとする。教育委員会は、区立学校(園)長に伝達する。 2 防災行政無線、電話及びその他の手段を活用し、特に必要と認められる機関に周知する。 3 各部は、注意情報の通報を受けた場合は、所属職員に周知する。
警察署	警視庁から注意情報の通報を受けた時は、直ちに一斉通報により交番等へ伝達する。
消防署	東京消防庁警防本部等から注意情報の伝達を受けた時は、直ちに消防電話、消防無線及びその他の手段により署内各課、消防分署、消防出張所及び消防団に伝達する。

3. 伝達事項

- ① 区及び各防災関係機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、区職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動をとるよう伝達する。
- ② 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、区職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達する。

第3節 活動態勢

(区、各機関)

注意情報を受けた場合、区及び各防災関係機関は、災害対策本部設置準備のための必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災態勢をとるものとする。

機関の名称	内 容
区	1 区災害対策本部の設置準備 区は、注意情報に接した場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、区災害対策本部の設置準備に入る。 夜間、休日等の勤務時間外においても必要な措置をとるものとする。 2 職員の参集 職員の参集は、第2非常配備態勢がとれるよう準備に入る。(第2部 第6章 応急対策参照) 3 注意情報を受けた時の所掌事務 区本部が設置されるまでの間は、総務部が各部及び防災関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 (1) 注意情報、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 都、防災関係機関、他区等の連絡調整 (3) 社会的混乱防止のための必要な事項

警察署	1 東海地震注意情報を受けた時点で、警備本部を設置し、指揮体制を確立する。
消防署	注意情報を受けた場合は、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令し、主に次の対策をとる。 1 地震の発生危険に関する情報収集体制の強化 2 震災消防計画、資料の確認 3 震災対策資器材等の準備 4 1から3までに掲げるもののほか消防署長が必要と認める措置
都水道局	注意情報を受けた場合は、第一非常配備要員により迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報を共有する。
都交通局	注意情報を受けた場合は、各部を通じて全職員に周知し、交通局災害対策本部の設置準備を行う。
東京海上保安部	1 職員の非常呼集 注意情報を入手したときは、全職員に対し非常呼集を行う。 2 巡視船艇の対応措置 注意情報を入手したときは、速やかに基地に帰投し、燃料、食料、清水及び別に定める資機（器）材を積載の上待機する。
J R 東日本	注意情報を受けたときは、直ちに非常招集をして、防災業務実施計画に基づく「対策本部」を設置する。
東武鉄道	注意情報を受けたときは、伝達経路により、本部関係者や応急対策従事員を非常招集するものとする。
東京地下鉄	注意情報を受けた場合は、直ちに非常招集して災害対策本部を設置する。
ゆりかもめ	注意情報を受けた場合は、直ちに非常招集して災害対策本部を設置する。
東京臨海高速鉄道	注意情報を受けた場合は、直ちに非常招集して災害対策本部を設置する。
N T T 東日本	注意情報を受けた場合、防災関係機関等の重要通信を確保するため次の初動措置等を実施する態勢をとる。 (1) 本部要員の招集 (2) 通信量等通信そ通状況の監視 (3) 電力機器等通信設備の運転状況の監視 (4) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置等 (5) 電話利用の自粛等広報活動
首都高速道路	注意情報に接したときは、緊急体制をとり、あらかじめ指定された職員の参集を行い、災害対策本部の設置準備に入る。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第4節 広報

(区政策経営部・総務部)

注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会が更なるデータ分析を行っている時期である。この時期の政府等による広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、住民等に対して、注

意情報の内容とその意味についてわかりやすく周知するとともに、冷静かつ適切な行動を呼びかける内容のものとなる。

なお、各現場で混乱発生のおそれが見られる場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局、警視庁、東京消防庁）へ通報し、関係機関は必要な情報等を広報する。

区は、注意情報が発表されたときは、区民等に対し、区ホームページ、防災ポータル、防災アプリ、安全安心メール、各種SNS、CATV、コミュニティFM等の複数の手段を用いて、注意情報の内容とその意味についてわかりやすく周知するとともに、冷静かつ適切な行動を呼びかける。

第5節 混乱防止措置

（区、深川・城東・東京湾岸各警察署、NTT東日本、各公共交通機関）

注意情報の発表等により種々の混乱の発生のおそれがあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応が必要である。

機 関 の 名 称	内 容
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案及び実施 2 混乱防止に関する情報の収集及び分析 3 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 4 その他必要な事項
警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は混乱防止を図るための情報収集に努めるとともに、住民等に対して注意情報が発表された場合の運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静な対応を呼びかける。 2 混乱の未然防止 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導等を行う。
J R 東 日 本	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2 非常参集手配を行うなど、駅要員の増強を図る。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。
都 交 通 局	<p>主要駅（ターミナル、連絡駅等）において、特に混乱が予想される場合は、次の措置を講じ、旅客の安全を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察署の協力を得て警備体制を確立する。 2 状況により駅出入口の使用制限を実施する。

東武鉄道	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言が発せられる場合に備えて、駅等の対応を円滑にするため正確な情報連絡に努める。 2 早期に警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。
東京地下鉄	<ol style="list-style-type: none"> 1 社員を派遣し、旅客扱い要員の増強を図るとともに、警察官の派遣を要請する。 2 旅客の安全を図るため、状況により次の措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と、状況により旅客のう回誘導、一方通行等を早めに実施する。
ゆりかもめ	<ol style="list-style-type: none"> 1 社員を派遣し、乗降客扱い要員を増強するとともに、必要により警察官の応援を求め。 2 的確な情報を逐次放送して、旅客の動揺防止に努める。 3 入場制限等規制を早めて、混乱防止を図る。
東京臨海高速鉄道	<ol style="list-style-type: none"> 1 乗降客扱い要員を増配置し、警戒体制を強化するとともに、必要により警察官の派遣を要請する。 2 旅客の安全確保のため、状況により次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 駅放送等により的確な情報を繰り返し放送し、混乱の防止を図る。 (2) 混雑状況に応じ、出入口及び改札口の入場規制を早めに実施する。
N T T 東日本	<p>国、都、各区市町村及び指定地方行政機関から指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集と伝達 2 通信の利用制限等の措置 3 対策要員の確保及び広域応援 4 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機（器）材の確保 5 通信建物、設備等の巡視と点検 6 工事中の設備に対する安全措置 7 社員の安全確保 8 医療施設及び研修施設等における対策

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第5章 警戒宣言発令時の対応措置

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、内閣総理大臣は、気象庁長官の報告等に基づき、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。警戒宣言の発令に伴い、気象庁より東海地震予知情報（以下「予知情報」という。）が発表される。また、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

内閣総理大臣より警戒宣言が発せられ、予知情報が発表されてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び住民は一致協力して、地震防災応急対策、及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策に努め、被害を最小限に留めなければならない。

区においても、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の防止のための的確な対応措置を講ずるものとし、本章においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定めるものとする。

第1節 活動態勢

（区総務部）

1. 区の活動態勢

（1）区本部の設置

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、区本部を設置する。

（2）本部の設置場所

本部は、江東区防災センターに置く。

（3）本部の組織

本部の組織は、災害対策基本法、江東区災害対策本部条例及び同施行規則の定めるところにより、第2部 第6章 応急対策 第1節「初動態勢」による。

（4）本部の所掌事務

- ① 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- ② 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- ③ 防災機関の業務に係る連絡調整
- ④ 区民への情報提供

(5) 配備態勢

区本部の非常配備態勢は、第2部 第6章 応急対策 第1節「初動態勢」に基づき、第2非常配備態勢が発令されたものとみなす。

2. 防災機関等の活動態勢

- ① 各防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合、本計画の定めるところにより、その所掌事務について適切な措置をとるものとする。
- ② 各防災関係機関は、①の責務を遂行するため必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置、サービスの基準を定めておくものとする。
- ③ 区の地域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、区が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について区に協力するものとする。

3. 相互協力

警戒宣言発令時において、区のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するため、相互協力体制を確立しておくものとする。

また、災害時相互応援協定締結先の各自治体との応援・受援体制の確立に向け、平時より情報交換や協議に努める。その際、締結先自治体のうち、地震防災対策強化地域に指定されている静岡県沼津市への応援について特に留意するものとする。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

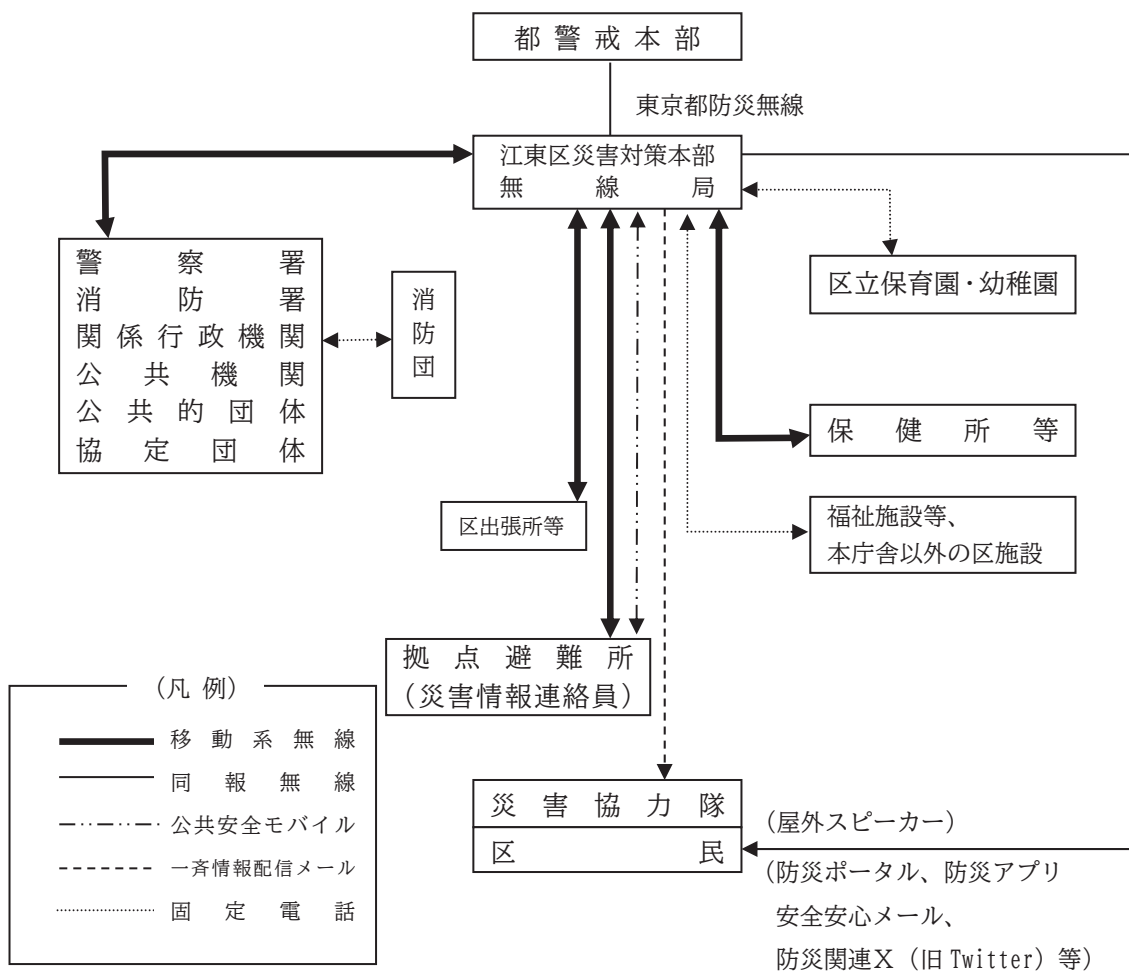
(区、各機関)

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各防災機関が、警戒宣言及び地震予知情報を迅速かつ的確に区民に伝達する。

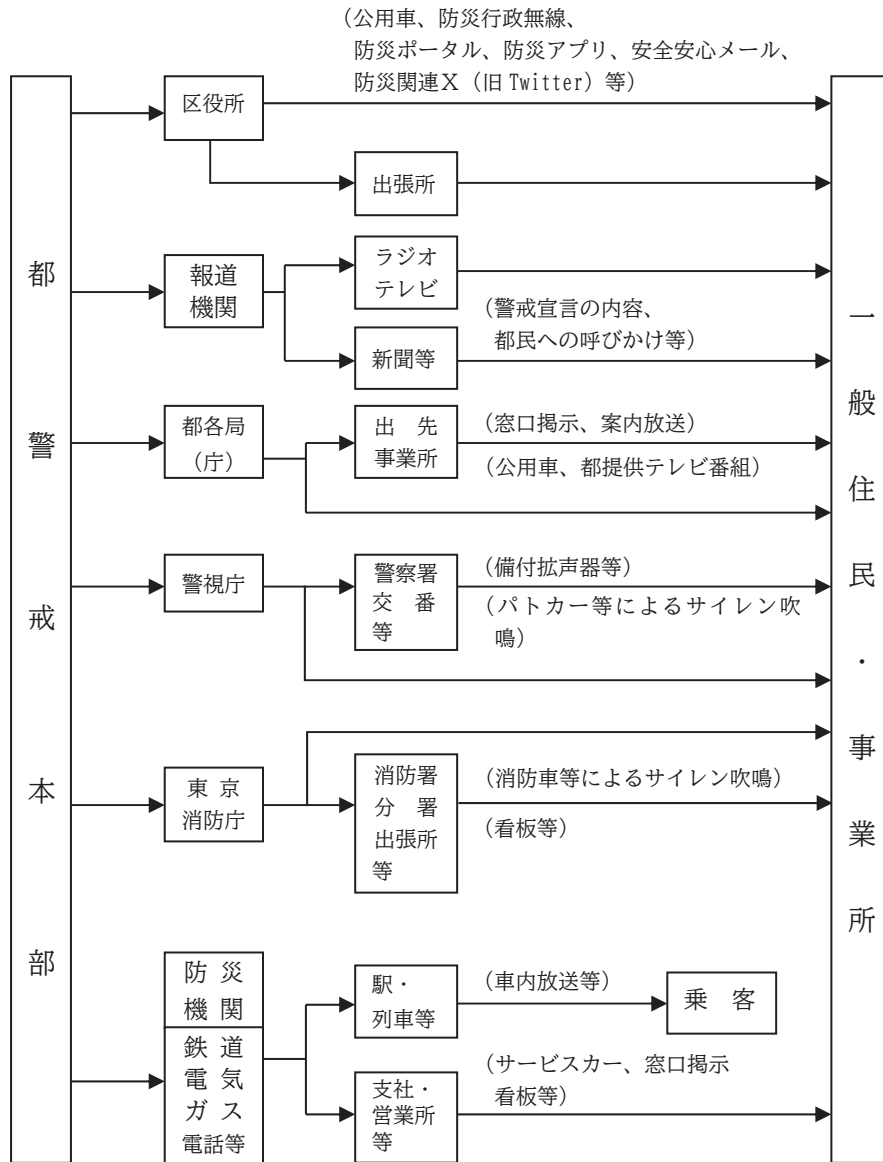
1. 伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりである。

【災害時における予・警報等連絡系統】



【一般住民及び事業所に対する伝達経路及び伝達手段】



震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

2. 伝達態勢

機関の名称	内 容
区	1 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を各部、課及び出先事業所に伝達する。 2 教育委員会は、区立学校(園)に伝達する。 3 一般住民及び事業所に対しては、警察署、消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号並びに公用車、無線等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。
警察署	1 警視庁本部から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに各種通信手段を活用し各交番及びパトカー等に伝達する。 2 区に協力して、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
消防署	東京消防庁警防本部等から警戒宣言及び地震予知情報等の伝達を受けた時は、直ちに消防電話、消防無線及びその他の手段の活用により、署内各課、消防分署、消防出張所及び消防団に伝達する。
東京海上保安部	第三管区海上保安本部又は都総務局から、地震に関する情報の通報を受けたときは直ちに庁内専用電話、防災無線及びその他の手段により、部内各課、所属巡視船艇及びその他の部内機関並びに各海事関係団体に伝達するとともに、次の周知活動を行う。 ① 港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知する。 ② 東京湾海上交通センター(神奈川県横浜市所在)において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、無線電話(国際VHF)により放送周知する。 ③ 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し安全通報により周知する。
各公共交通機関	第5章 第6節「公共輸送対策」参照
医師会	東京都医師会から通報を受けた時は、地区の病院、診療所に伝達する。

3. 伝達事項

警戒宣言が発せられた場合、伝達する事項は次のとおりとする。

- ① 警戒宣言の内容(予測震度含む。)
- ② 住民のとりべき措置
- ③ その他、特に必要な事項

第3節 消防・水防・危険物対策

(区、各機関)

1. 消防対策

(1) 活動対策

注意情報発表時から引き続き震災態勢下にある場合、主に次の対策をとる。

- ① 消防職員の非常招集
- ② 震災消防活動部隊の編成
- ③ 防災関係機関への職員の派遣
- ④ 救急医療情報の収集体制の強化
- ⑤ 救助・救急資機(器)材の準備
- ⑥ 情報受信体制の強化
- ⑦ 高所見張員の派遣
- ⑧ 出火防止、初期消火の広報の実施
- ⑨ その他消防活動上必要な情報の収集

(2) 区民(事業所)に対する呼びかけ

対 象	事 項	内 容
区 民	情 報 の 把 握	テレビ、ラジオ、インターネットや消防、警察、区からの情報に注意
	出 火 防 止	火気器具類の使用制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初 期 消 火	消火器、消火用水等の確認
	危 害 防 止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事 業 所		警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。

【消防活動上必要な資料の収集先と収集内容】

区分	事業所等名称	所在地	連絡先	情報収集内容
上水道	都水道局東部第一支所 配水課	新砂 1-7-2	(3640) 4065	配水圧力等の確認
下水道	都下水道局 東部第一下水道事務所	東陽 7-1-14	(3645) 9641	安全措置の確認
水門	都建設局江東治水事務所 水門管理センター	清澄 1-2-37	(5620) 2490	水門等の開閉状況の確認
〃	都港湾局東京港建設事務所 高潮対策センター	辰巳 1-1-33	(3521) 3013	〃
危険物、 火薬類、 高圧ガス、 毒物・劇物	関係事業所			安全措置の確認

2. 水防対策

機関の名称	内 容																	
区	<p>1 水門等の施設の点検</p> <p>(1) 速やかに水門等の施設点検等を行う。</p> <p>(2) 水門等の施設の操作に備え、要員の配置を行うとともに、施設の点検整備を行う。</p> <p style="text-align: center;">水 門 等 施 設 表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>水門使用者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>洲崎南水門</td> <td>木場 6-15 大横川南支川筋</td> <td rowspan="4">区土木部 施設保全課 (3642) 5027</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>横十間川水門</td> <td>北砂 1-2 横十間川筋</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>平久水門</td> <td>木場 1-1 平久川筋</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>中の堀川樋門</td> <td>佐賀 2-12</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 水防資機（器）材の点検整備</p> <p>(1) 備蓄資機（器）材の点検整備</p> <p>(2) 水防計画により関係業者に対し、資機（器）材の緊急輸送の準備指令を出す。</p> <p>(3) 水防資機（器）材については、水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行っておくものとする。</p> <p>3 河川護岸の点検</p> <p>(1) 護岸の点検整備を行う。</p> <p>(2) 速やかに河川巡視を行い、河川利用者に警戒宣言の情報を伝達する。</p>	番号	施設名	所在地	水門使用者	1	洲崎南水門	木場 6-15 大横川南支川筋	区土木部 施設保全課 (3642) 5027	2	横十間川水門	北砂 1-2 横十間川筋	3	平久水門	木場 1-1 平久川筋	4	中の堀川樋門	佐賀 2-12
番号	施設名	所在地	水門使用者															
1	洲崎南水門	木場 6-15 大横川南支川筋	区土木部 施設保全課 (3642) 5027															
2	横十間川水門	北砂 1-2 横十間川筋																
3	平久水門	木場 1-1 平久川筋																
4	中の堀川樋門	佐賀 2-12																
江東治水事務所	<p>水門等の施設の点検</p> <p>施設配置要員は、速やかに水門等の施設点検を行う。</p>																	

(3) 危険物輸送

機 関 の 名 称	内 容
警 察 署	警戒宣言が発せられた場合、次の措置を講ずる。 1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い、保管及び運搬の抑制についての協力要請 2 危険物関係の情報の収集及び保管施設に対する警戒強化
消 防 署	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所に対し、災害防止の観点から、次の応急措置を検討又は実施するよう指導する。 1 出荷及び受入れの停止又は制限 2 輸送途中車両における措置の徹底
東京海上保安部	京浜港東京区及びその周辺海域における危険物輸送等に関して次に掲げる措置を講じる。 1 危険物荷役中の船舶に対し、荷役を中止させる等必要な措置を講じる。 2 危険物荷役岸壁、危険物取扱事務所の管理者に対し、海上への危険物流出防止措置又は、オイルフェンスその他の排出油防除資機（器）材の準備を指導する。 3 港内外にある船舶に対して、必要な避難勧告等を行う。 (1) 港内外にある危険物積載船に対し、安全な場所への避難等を勧告する。 (2) 港内にある、又は入港しようとする船舶に対し、港外等安全な場所へ避難する、又は入港しないよう指示又は勧告する。

第4節 広 報

(区政策経営部・総務部)

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱も考えられる。これらに対処するため、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を活用して都が広域的な広報を行うが、区も各防災関係機関と共に広報活動を実施する。

区民に対して行う広報は都に準じて行うこととし、特に重要な広報は、広報案文をあらかじめ定めておく。

1. 広報項目

- ① 警戒宣言の内容の周知徹底
- ② それぞれの地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ
- ③ 防災措置の呼びかけ
- ④ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

2. 広報の実施方法

防災行政無線（同報無線）、区ホームページ、防災ポータル、防災アプリ、安全安心メール、各種SNS、CATV、コミュニティFM、公用車及び災害協力隊等を通じて広報活動を行う。

第5節 警備・交通対策

(区土木部、都建設局・港湾局、東京海上保安部、深川・城東・東京湾岸各警察署、首都高速道路)

1. 警備対策

(1) 警察署

① 警備部隊の編隊及び配備

速やかに警備部隊を編成するとともに、混乱の恐れのあるターミナル駅、地下街、主要交差点等に必要により、部隊を配備。

② 治安維持活動

警戒宣言が発せられたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により区民等の不安を払拭し、犯罪等の未然防止に努める。

(2) 東京海上保安部

東京海上保安部は、海上における治安を維持するため次に掲げる措置を講じる。

- ① 船隊を編成する。
- ② 港内の巡視警戒を行う。
- ③ 港内の実態を把握する。
- ④ 不法事案の予防及び取締りを実施する。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

2. 交通対策

警戒宣言時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等が実施する緊急輸送の円滑化を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講ずる。

(1) 基本方針

- ① 管内の車両の走行はできる限り抑制する。
- ② 緊急輸送路及び避難路については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 運転者のとるべき措置

運転者等のとるべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

- ① 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき
 - ア. 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行すること。
 - イ. カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて走行すること。
 - ウ. 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしないこと。

(3) 警戒宣言時の交通規制

警戒宣言が発令された場合、交通幕僚（交通部長）及び警備本部長は、必要に応じ、次の規制を行う。

① 環状七号線の内側の道路

※資料編その1 P.資1-145 I-42 「警戒宣言時における交通規制図」 参照のこと

3. 道路管理者等のとるべき措置

機関の名称	内 容
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険箇所の点検 啓開道路、避難場所周辺道路を重点に点検し、地震発生時に交通の障害となるおそれのある箇所及び工事中の箇所の把握に努める。 2 工事中の道路の安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止させ安全対策を行い、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。 3 江東建設業協会への協力依頼 緊急時に即応できるように、江東建設業協会に協力を依頼するとともに、作業人員、資材の確保に努める。
第五建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、緊急道路障害物除去路線を重点に、地震災害時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急点検を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止し安全対策を確立し、緊急車等の円滑通行の確保を図る。
都港湾局	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際は、港湾局所管の緊急啓開道路等を重点に、地震災害時に交通の障害となるおそれがある箇所について緊急点検を実施する。
首都高速道路	<p>警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、占用許可を与えた者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。 2 警察が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況等について必要な広報を顧客に対して行う。 3 無線設備、路面排水ポンプ設備、非常用電源設備及び非常口扉等の防災設備の点検を行う。 4 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第6節 公共輸送対策

(区、深川・城東両消防署、各公共交通機関)

1. 鉄道対策

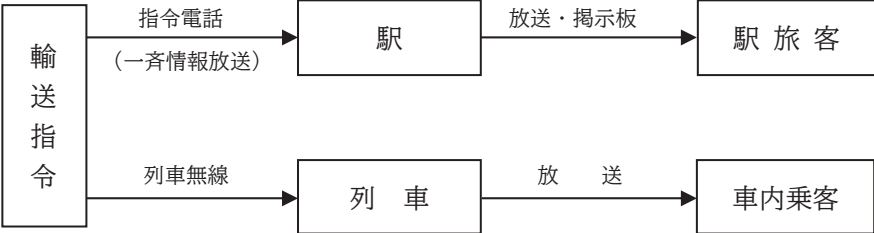
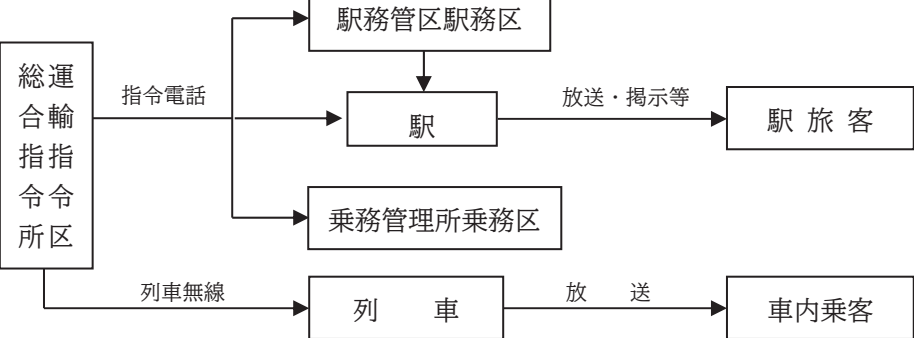
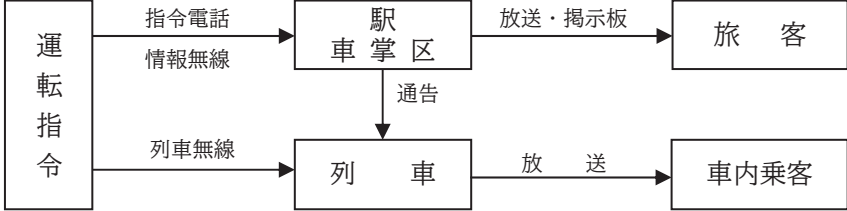
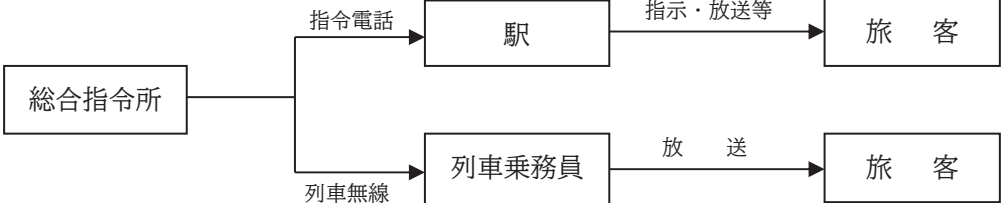
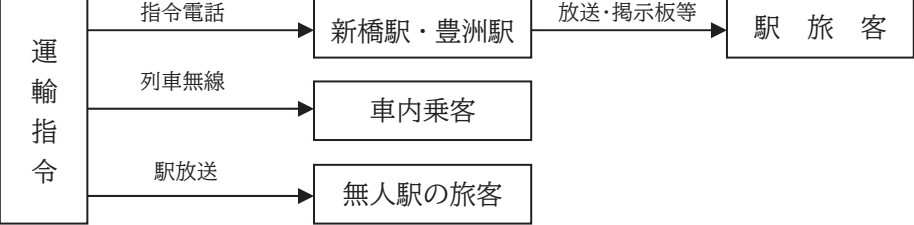

(1) 情報伝達

第1 警戒宣言の前の段階

旅客に対して、警戒宣言発令前時の運行措置について情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

第2 警戒宣言が出されたとき

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、次の方法及びルートで列車及び駅並びに乗客に伝達する。

機関の名称	情報伝達ルート及び伝達方法
J R 東日本	
都 交 通 局	
東 武 鉄 道	
東京地下鉄	
ゆりかもめ	
東京臨海高速鉄道	

第1部
第2部
震災編
第3部
第4部
第1部
風水害編
第2部
第3部

(2) 列車運行措置

第1 JR東日本

- ① 強化地域内へ進入する列車は原則として規制する。
- ② 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅まで安全な速度で運転し停車する。
- ③ 強化地域外を運転する列車の運転速度は「警戒宣言発表時の運転規制」により規制する。

第2 都交通局及び私鉄各社

① 運行方針

防災関係機関、報道機関及びJR東日本との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

② 運行措置

機関の名称	警戒宣言当日	翌日以降
都交通局	情報の内容に応じて、運行計画を決定する。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、運転速度、本数を制限した場合、輸送力は大幅に減少する。
東武鉄道		
東京地下鉄		
ゆりかもめ		
東京臨海高速鉄道		

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合は、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において、乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

機関の名称	内容
区	1 区民に対して、警戒宣言時における時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅について広報啓発する。
消防署	1 平常時から、区内の各事業所に対して営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。
JR東日本	1 平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じて正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。
都交通局	
東武鉄道	

東京地下鉄	3 駅において、放送、掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ協力を要請する。
ゆりかもめ	
東京臨海高速鉄道	

(4) 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は下記の対応措置を講ずる。

機関の名称	旅客の安全を図るための措置	その他の措置等
J R 東 日 本	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 状況により警察官の応援を要請する。	1 非常参集手配を行うなど、駅要員の増強を図る。 2 乗車券について次の措置をとる。 (1) 強化地域内着、通過となる乗車券類は発売を停止する。 (2) 状況により、対策本部長の承認を受け、すべての乗車券類の発売を中止する。
都 交 通 局		1 状況を運輸指令所長（※）、駅務管区長に通報し、応援等を要請する。 2 状況により乗車券の発売中止を行う。 3 乗換駅における他鉄道との連絡乗換客については、関係他社、警察署等と打ち合せたものにより実施する。 ※ 都交通局における呼称は総合指令所長
東 武 鉄 道		
東京地下鉄		
ゆりかもめ		
東京臨海高速鉄道		

(5) 列車の運転中止措置

鉄道機関は列車運行の確保に努めるものであるが、万一利用者及び事業所の協力が得られず、駅で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、やむを得ず列車の運行を中止する場合もある。

2. バス対策

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号(サイレン)、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

(2) 路線バス

第1 運行方針

防災関係機関の協力のもとに地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。

第2 運行計画

- ① 警戒宣言が発せられたときは、減速(一般道路 20km/h、高速道路 40km/h)を行う。
- ② 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合は、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。
- ③ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、迂回等事故防止のため適切な措置をとる。
- ④ 翌日以降については、上記①～③により運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。
- ⑤ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。

(3) 貸切バス

貸切バスは、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。

第7節 学校・病院・福祉施設対策

(区総務部・福祉部・障害福祉部・こども未来部・健康部・教育委員会事務局、医師会)

1. 学校(公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校)

(1) 注意情報発表時の対応

第1 児童、生徒等に対する伝達と指導

- ① 学校(園)は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に学級(保育)活動に授業を切り替える。
- ② 注意情報が発表されたことを伝達する。
- ③ 地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後又は地震後の授業(保育)の再開等について説明し、幼児、児童、生徒の安全を図る指導に当たる。
- ④ 警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定められた下校(降園)計画に従って避難の準備(帰宅など)を整える。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第2 注意情報が発表されたときの学校(園)における対応措置の保護者への周知

- ① 学校(園)においては、注意情報が発表された段階では授業(保育)を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業(保育)を中止して避難の措置(学校待機など)をとること。
- ② 注意情報が発表されても、直ちに保護者が幼児・児童を引き取りに来校(園)する事態が起こらないように、平素から学校(園)の対応策を周知徹底しておく。
- ③ 保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備、確認、火災防止、家具の転倒防止等、地震に対する被害軽減の措置を図りながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に、幼児・児童を直ちに引き取りに出る準備を整えるよう打ち合わせておく。
- ④ 注意情報の報道で保護者が引取りに来校(園)した場合は、校(園)長の責任において臨機の措置をとること。

(2) 警戒宣言時の対応

第1 在校時

- ① 警戒宣言が発せられるとともに、原則として授業を打切り、警戒宣言の解除までは、臨時休校(園)の措置をとる。
- ② 警戒宣言が発せられた後、幼児、児童、生徒を計画に従って避難させる。
- ③ 帰宅に当たって、幼児、児童については、あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って保護者又は保護者の委任した代理人(以下「保護者」という。)に帰宅先を確認してから引き渡す。保護者に引き渡すまでは、学校(園)において保護する。
- ④ 中学校生徒については、個々に帰宅経路、手段(徒歩、自転車、バス、電車等)、所要時間、同伴者を確認してから避難(帰宅など)させる。
- ⑤ 小・中学校特別支援学級においては、児童、生徒の通学範囲、障害の状態等、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとるようにする。

第2 校外指導時

- ① 宿泊を伴う指導時(移動教室、夏季施設、修学旅行等)の場合は、強化地域内外を問わず地元官公署等と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従う。
また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は対応の状況を教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図るよう努力する。
- ② 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校(園)の措置をとる。帰校(園)後、幼児、児童、生徒を在校(園)と同様の措置により避難(帰宅など)させる。
ただし、交通機関の運行や道路の状況によって、帰校(園)することが危険と判断される場合は適宜の措置をとる。

強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。また、教育委員会への報告、保護者への連絡は、前項と同様の措置をとる。

(3) 学校(園)における防災対策

- ① 幼児、児童、生徒等を避難(帰宅)させた後、水の汲み置き、備品等の転倒落下防止、火気、薬品による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等地震による被害軽減の措置をとる。
- ② 学校(園)に残留し保護する幼児、児童、生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校(園)において準備するか、又は地域の業者等から供給が受けられるよう手配しておく。
- ③ 残留する幼児、児童、生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。
- ④ 残留する幼児、児童、生徒の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項をできるだけ早く教育委員会へ報告する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

- ① 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、区の広報によって得るものとする。
- ② 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定められたところによる。

2. 病院、診療所

(1) 診療態勢

地震発生時の被害状況によっては、すべての診療所は通常診療を中止し、医師はあらかじめ指定された緊急医療救護所に集合する。

病院外来も原則中止する。入院患者は退院及び一時帰宅を希望する場合は主治医の判断で許可を行う。手術等は医師の判断により調整を行う。

(2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るための防災措置を講ずる。

- ① 建物、設備の点検・防災措置
- ② 薬品、危険物の点検・防災措置
- ③ 落下物の防止
- ④ 非常用設備、備品の点検及び確保
- ⑤ 職員の分担業務の確認

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜連絡する。

3. 福祉施設

施設の名 称	対 応 措 置(共通事項)	そ の 他 の 措 置
保 育 園 子ども家庭支援センター 児 童 館 江東きつずクラブ B 登 録	1 警戒宣言が発せられた場合、原則として利用を中止する。また、地震が発生又は警戒宣言が解除になるまでは、臨時休業とする。 2 乳幼児、児童等は、保護者に引き渡す。 3 保護者に対し、地震防災教育、家庭との連絡網及び警戒宣言時の施設の措置等を事前に周知徹底する。	—
私 立 保 育 園 及 び 類 似 施 設	4 職員は分担任務を冷静に行う。 5 園舎、施設の設備の点検及び防災用資機（器）材の機能維持を図る。 6 引取りのない乳幼児・児童等は、引取りがあるまでは園及び施設で保護する。 7 残留児(者)のために生活物資を確保する。	1 公立施設の対策に準じて行政指導、協力要請する。
福 祉 会 館		
児童・高齢者総合施設 (グランチャ東雲)	1 警戒宣言が発せられた場合、原則として利用を中止する。また、地震が発生又は警戒宣言が解除になるまでは、臨時休業とする。 2 利用者に情報を提供し、帰宅を指示する。 3 帰宅困難の利用者については、直ちに家族又は近親者に連絡し、引取りを依頼する。	—
福 祉 作 業 所 その他の福祉施設	4 施設設備の点検及び防災資機（器）材の機能維持を図る。	

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

第8節 劇場・超高層ビル・地下街等対策

(深川・城東両消防署、区施設所管部)

劇場、超高層ビル、地下街等、区の公共施設等、不特定多数の者が集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、次の対策を講ずるものとする。

1. 劇場、超高層ビル・地下街等

対 象	対 応 措 置
	消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討又は実施するよう指導する。

第4部 東海地震事前対策
 第5章 警戒宣言発令時の対応措置

対 象	対 応 措 置
劇場、映画館等	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資材の準備 5 営業の中止又は自粛 ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する。 6 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員により適切に誘導
超 高 層 ビ ル	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対して、ブロックごとに必要な情報の伝達及び、時間差を設けての誘導 7 エレベーター(地震時管制運転装置付を除く。)の運転中止及び避難時の階段利用
地 下 街	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資材の準備 5 地下街店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対して、ブロックごとに必要な情報の伝達及び従業員による誘導の実施

2. 区の公共施設

施設の名 称	対応措置(共通事項)	その他の措置
文化センター 総合区民センター 豊洲シビックセンター 男女共同参画推進センター (消費者センターを含む)	1 警戒宣言が発せられた場合、原則として利用を中止する。また、地震が発生又は警戒宣言が解除になるまでは、臨時休業とする。 2 利用者に情報を提供し、帰宅を要請する。特に幼児、児童を伴っている利用者へは、強く中止を要請する。	1 全館放送により情報の周知を図る。 2 多目的施設のため、各利用目的により対応措置を講ずる。 3 帰宅困難の利用者については、直ちに家族又は近親者に連絡し、引取りを依頼する。
江東公会堂 (ティアラこうとう)	3 受付窓口は即時処理のため、平常どおり実施する。	1 館内放送により情報の周知を図る。 2 会館のロビー利用者に対し、十分理解できるよう情報を伝達し周知する。
教育センター 図書館 青少年交流プラザ 芭蕉記念館 深川江戸資料館 中川船番所資料館	4 施設設備の点検及び防災資機(器)材の機能維持を図る。	1 館内放送により情報の周知を図る。 2 団体利用者に対しては、利用責任者に帰宅措置を要請する。 3 個人利用者に対しては、帰宅を指示する。
地区集会所		1 警戒宣言が発せられた場合は、利用を中止して帰宅するように、事前に利用者へ周知する。
健康センター スポーツ会館 スポーツセンター 運動場、庭球場 野球場、プール等		1 団体利用者に対しては、利用責任者に帰宅措置を要請する。 2 個人利用者に対しては、職員及び種目別指導員により帰宅を指示する。 3 サウナ室、プール利用者については、特段の配慮をする。
区民館		—
その他不特定多数の者が集まる施設		1 施設の利用目的により対応する。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

3. 窓口業務の対応

不特定多数の者が集まる窓口業務は、原則として平常どおり業務を確保する。

施設の名称	対応措置（共通事項）	その他の措置
本庁舎窓口出張所	1 警戒宣言が発せられた場合、極力平常どおり実施する。	1 即時処理できるものについて、業務を実施する。
保健所	2 警戒宣言が発せられた旨を掲示し、来客者に周知する。 3 時間を要するものは、再来を要請する。	1 来所者、受診者は一時帰宅させる。

第9節 電話対策

(NTT東日本)

1. 警戒宣言時の輻輳防止措置

注意情報発表直後から、防災関係機関等の情報連絡及び住民による家族間等の通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。警戒宣言が発せられた場合、次のとおり必要な措置を行う。

(1) 確保する業務

- ① 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話
- ② 街頭公衆電話からの通話
- ③ 災害用伝言ダイヤル「171」等の提供準備

(2) 可能な限りにおいて取り扱う業務

- ① 一般加入電話からのダイヤル通話
- ② 防災関係機関等から緊急な要請への対応
 故障修理、臨時電話及び臨時専用回線の開通
 ※ただし、避難命令発令下においては対応できない業務がある。

2. 広報

- ① 警戒宣言が発せられた時等において通話が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について支店前掲示により、地域の顧客等に広報するとともに、テレビ・ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

ア. 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段

イ. お客様に対し協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤル「171」等の準備状況及びサービス提供状況を含む。)

- ウ. 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況
- エ. 電報の受付及び配達状況
- オ. その他必要とする事項

- ② 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講ずる。

3. 防災措置

発災に備え、次のとおり準備警戒業務を実施する。

(1) 災害対策用機器の点検整備

通信設備が被災した場合に、迅速に応急措置を実施し、通信を確保するよう、災害対策用機器等の点検整備を行う。

- ① 応急復旧用ケーブル等各種資材
- ② 工事用車両等

(2) 工事中の施設の保安措置

警戒宣言が発せられた場合、原則として防災に関係しない工事は中止するが、この場合工事現場へ次の措置を行う。

- ① 工事中施設の安全措置
- ② 現用施設への支障防止
- ③ 可動物品の固定
- ④ 可燃物、危険物の安全措置
- ⑤ 工事中断後の保安対策

第10節 電気・ガス・上下水道対策

(東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、都水道局・下水道局)

1. 電気

(1) 電力供給

臨時情報又は警戒宣言が発せられた場合においても、電力供給は通常通り継続する。

(2) 非常態勢の整備

それぞれに応じた非常態勢を確立し、災害の発生に備える。非常態勢については、第2部 第4章 応急対策 第6節 1. 「電気施設応急対策計画」に準ずる。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

(3) 広報活動

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対して広報活動を行う。

(4) 施設の保安措置

第1 工事箇所の応急安全措置

公衆災害の予防や人身安全の確保を最優先に、工事（点検作業含む）を中止し、ただちに応急安全措置を実施する。但し、着手中の工事および緊急工事については、安全が確保できることを前提に実施する。

2. ガス

(1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造供給は継続する。

(2) 人員、資機（器）材の点検確保

第1 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

第2 資機（器）材の点検確保

復旧工事用資機（器）材の点検整備を行う。

(3) 警戒宣言時の需要者に対する広報の内容等

広報の内容	1 警戒宣言、地震予知情報の伝達。 2 引続きガスを供給すること。 3 ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱い方法。 4 例外的に避難する際のガス栓及びガスメーターの元栓の処理方法。 5 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意等。
広報の方法	1 広報車等により、広報内容を直接需要者に呼びかける。 2 テレビ・ラジオ及び防災機関に対し広報を行うよう協力を求める。

(4) 施設等の保安装置

- ① 緊急遮断装置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。
- ② 保安通信設備の通信状態の確認を行う。
- ③ 必要に応じて工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

3. 上水道

(1) 水の供給

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、発災に備えて飲料水を汲み置くよう広報する。

項目		説明
広報の内容	飲料水 水洗便所等の生活用水 飲料水の水質	ポリタンク、ペットボトル等、清潔で蓋のできる容器を利用する。 浴槽などを利用する。 塩素の消毒効果は、直射日光を避けて常温で保存すると3日程度持続する。
広報の方法	1 テレビ・ラジオに放送を依頼する。 2 広報車等をもって実施する。 3 区の協力を得て、区の防災行政無線により行う。	

(2) 人員、資機（器）材の点検確保態勢

- ① 警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて給水対策本部を設置し、第1・第2非常配備態勢に指名された職員は給水対策本部の各業務に従事する。
- ② 各事業所における情報連絡、広報、水道施設の保安点検の強化及び応急資機（器）材の点検整備等の実施に万全を期する。

(3) 施設等の保安措置

- ① 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
- ② 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行う。
なお、当局施設が他企業の工事現場内にある場合は、安全性を相互に確認し、必要に応じ安全強化措置を講ずる。

4. 下水道

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

(1) 施設等の保安措置

- ① 管渠、高潮防潮扉、ポンプ所、水再生センター等の施設の被害を最小限に止め、汚水及び雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するために、巡視、点検の強化及び整備を行う。
- ② 工事現場においては、工事を中断し、安全措置を講じる。また、応急資機（器）材の状況の把握と準備を行う。

(2) 危険物に対する保安措置

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに関連する作業を中止し、次の措置を講じるとともに、火気厳禁等の指令及び関係者以外を近付けないようにする。

- ① 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。
- ② タンクローリーから貯蔵タンクへ荷卸し中の場合は、即時中止する。

第11節 生活物資対策

(区政策経営部・総務部)

1. 営業方法

食料及び生活必需品を取り扱う店舗(百貨店、スーパー、市場、小売店等)については、極力営業を継続するよう要請する。

2. 買い占め、売りおしめ防止の呼びかけ

広報媒体を利用して呼びかけるとともに、必要に応じて事業者を監視する。

第12節 金融対策

(区政策経営部・総務部・地域振興部)

区は区民の預貯金引き出しなどによる混乱を防止するため、金融機関の平常営業と、急いで引き出す必要のないことを呼びかけていくものとする。

第13節 避難対策

(区総務部)

江東区内地域においては、東海地震が発生した場合(想定震度は震度5弱～5強)、原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される時や被害が発生した場合等は、状況に応じて区民の避難措置を行う。

第14節 救援・救護対策

(区総務部・区民部・健康部、医師会、薬剤師会、日本通運、トラック協会深川・城東両支部)

1. 給水態勢の確立

発災後に備えて、本部を設置し、各事業所における情報連絡及び施設の保安点検強化、応急資機(器)材の点検整備を行う。

2. 飲料水及び食料等の配布態勢

区は、発災に備え、飲料水及び備蓄物資等の輸送、配布を行うための準備態勢をとる。

3. 医療救護態勢

(1) 区

都地域防災計画に基づく処理事務を前提とし、注意情報が発表された時には、初動態勢がとれるよう要員を確保することとし、警戒宣言が発せられた時点から発災までに本部長の命令があった場合は、直ちに第2非常配備態勢に切り替えられるよう態勢を整える。

第1 災害医療救護班の活動態勢の準備連絡

区健康部健康推進課長を班長とする保健管理班は、班長の指揮、監督のもとに、都の計画に基づいて、医療救護活動を迅速かつ的確に実施できる態勢を整えるよう区保健所に連絡調整をするとともに、的確な情報を迅速に伝達し対処するものとする。

第2 医療救護所等の開設準備

区保健所においては、災害時に医師会の協力を得て、迅速かつ的確な医療救助活動を実施できるよう区の計画に基づく救護班を編成し、速やかに派遣できる態勢を整えておく。

第3 医師及び医療機関への連絡

区本部長の指揮を受けて迅速かつ適切な連絡調整を図るものとする。

(2) 医師会

医療救護班を編成し医療救護活動を実施できるように準備する。。

(3) 薬剤師会

緊急医療救護所の初期活動に必要な医薬品及び薬剤師班の確保ができるよう準備する。

(4) 歯科医師会

歯科医療救護班を編成し歯科医療救護活動を実施できるように準備する。

(5) 柔道整復師会

傷病者に対する応急救護の実施、衛生材料等の提供、その他区の要請に応じ協力を行う。

(6) 獣医師会

動物医療救護所の施設について区と協力し管理運営を行う準備をする。

(7) 助産師会

区の要請があった際助産師を複数編成し、指定する施設へ派遣する。

4. 輸送車両の確保

機関別の対応は次のとおりである。

機関の名称	内 容
日 本 通 運	要請に応じ、あらかじめ定められた連絡網を使用し、車両の調達準備をする。
ト ラ ッ ク 協 会 深川支部・城東支部	要請に応じ、あらかじめ定められた方法により車両の調達準備をする。

第6章 区民等のとりべき措置

「東海地震」が発生した場合、江東区内の震度は5弱(地域によって5強)になると想定されている。

震度5弱の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、局地的には、擁壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想される。

また、東京は、政治・経済、文化等の中心として高度の人口が集中しており、かつ都市機能の集中により、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害が危惧されている。

このため、区民及び区内事業所の果す役割は極めて大きく、区民一人ひとり、また各事業所が冷静かつ的確な行動をとることが大切である。

本章においては、区民、災害協力隊(自主防災組織)及び各事業所がとりべき措置を、平常時から発災までのプロセスを追って基準を定めるものである。

第1節 区民のとりべき措置

(区総務部)

1. 平常時

- ① 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- ② 火気器具周辺を整理し、消火器具などを備えて出火防止に努める。
- ③ 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止の措置を講じ、家具類の上に重いものを置かないように心がける。
- ④ ブロック塀等の点検補修など、家の外部の安全対策に努める。
- ⑤ 家族が必要とする3日分程度の水(1人1日分の最低必要量:3リットル)及び食料などの防災用品を備え、医薬品・携帯ラジオなどの非常持出用品を準備しておく。
- ⑥ 家族で対応措置を話し合っておく。
 - ア. 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
 - イ. 警戒宣言発令時には、電話がつながりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

⑦ 防災訓練や防災事業へ参加する。

区、消防署、災害協力隊等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に関する知識、行動力を高める。

⑧ 避難行動要支援者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に災害協力隊等の住民組織や消防署・交番等に知らせておく。

2. 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

① テレビ、ラジオ等の情報に注意するとともに、冷静に行動する。

② 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。

③ 電話の使用を自粛する。

④ 自動車の利用を自粛する。

3. 警戒宣言が発せられたときから発災まで

① 情報の把握を行う。

ア. 防災信号(サイレン)を聞いたときは、直ちにテレビ・ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。

イ. 区・警察・消防等防災機関の情報に注意する。

ウ. 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所で知らせ合う。

② 火気の使用に注意する。

ア. ガス等の火気器具類の使用は最小限にとどめ、いつでも消火できるようにする。

イ. ガスメーターの元栓の位置を確認する(避難するときは、ガスメーターの元栓及び元栓を閉める。)

ウ. 使用中の電気器具(テレビ、ラジオを除く。)のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する(避難するときは、ブレーカーを遮断する。)

エ. プロパンガスボンベの固定措置を点検する。

オ. 危険物類の安全防護措置を点検する。

③ 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。

④ 家具類の転倒防止措置を確認し、棚の上の重いものを降ろす。

⑤ ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。

⑥ 窓ガラス等の落下防止を図る。

ア. 窓ガラスに荷造り用テープを貼る。

イ. ベランダの植木鉢等を片付ける。

- ⑦ 室内の通路を整理整頓するとともに、玄関等のドアの開閉を確認し、避難路を確保する。
- ⑧ 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- ⑨ 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく(非常持出品の準備)。
- ⑩ 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- ⑪ 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- ⑫ 自家用車の利用を自粛する。
 - ア. 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - イ. 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
 - ウ. 走行中の自家用車は、目的地まで走行した後は車を使わない。
- ⑬ 幼児、児童の行動に注意する。
 - ア. 幼児、児童を狭い路地やブロック塀などの付近に近づかせないようにする。
 - イ. 幼児・児童・生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて対応する。
- ⑭ 冷静に行動し、不要不急の外出は見合わせる。
- ⑮ エレベーターの使用は避ける。
- ⑯ 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- ⑰ 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- ⑱ 買い急ぎをしない。

第2節 災害協力隊(自主防災組織)のとりべき措置

(区総務部)

1. 平常時

- ① 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法や避難場所、避難所及び一時集合場所についても地域住民等に周知しておく。
- ② 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - ア. 区及び防災関係機関から出された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - イ. 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

- ③ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- ④ 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- ⑤ 消火、救助、炊き出し資機（器）材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- ⑥ 地域内の避難行動要支援者等の把握に努め、災害時の安否確認・避難支援体制を整えておく。
- ⑦ 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。
- ⑧ 各家庭での備蓄促進のための啓発を推進する。

2. 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ① テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意する。
- ② 無線担当者は無線の電源を確認する。
- ③ 区及び防災関係機関の広報に注意する。
- ④ 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

3. 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- ① 区等からの情報を地区内住民に伝達する。
- ② 災害協力隊本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- ③ 地区内住民に区民としてのとるべき措置を呼びかける。
- ④ 防災資機（器）材の点検整備を行う。
- ⑤ 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- ⑥ 街頭消火器やスタンドパイプを点検し、消火用水の確保を行う。
- ⑦ 避難行動要支援者等の避難方法や経路などを確認し、安全に配慮する。
- ⑧ 狭い路地やブロック塀などの付近で遊んでいる幼児や児童等に対して注意する。
- ⑨ 救急医薬品等を確認する。

4. その他

災害協力隊が結成されていない地域にあっては、町会、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

第3節 事業所のとるべき措置

(区総務部)

1. 平常時

- ① 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等の作成
- ② 従業員等に対する防災教育の実施
- ③ 自衛消防訓練の実施
- ④ 情報の収集・伝達体制の確立
- ⑤ 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- ⑥ 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

2. 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ① テレビ、ラジオ、インターネット等により正確な情報を入手する。
- ② 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- ③ 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認、又は準備する。
- ④ その他状況により必要な防災措置を行う。

3. 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- ① 自衛消防組織の編成、防災要員の動員、配備等の警戒体制を確立する。
- ② テレビ、ラジオ、インターネット等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
この場合、大規模商業施設等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。
- ③ 指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。
この場合、避難行動要支援者の安全に特に留意する。
- ④ 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売(取扱)する事業所(施設)については、原則として営業を継続する。
ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び大型地下店舗等にあつては、混乱防止のため、原則として営業の中止又は自粛を検討する。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

- ⑤ 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- ⑥ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備(消火用水を含む。)等の保安措置を講ずる。
- ⑦ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- ⑧ 不要不急の電話(携帯電話を含む。)の使用は中止するとともに、特に都・区・警察署・消防署・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- ⑨ バス、タクシー及び生活物資輸送車等の都民生活上必要な車両以外の使用はできる限り制限する。
- ⑩ 救助、救急資機(器)材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機(器)材を配備する。
- ⑪ 建築工事、隧道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生等により危険が予想される作業は、原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- ⑫ 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認した上で時差退社させるものとする。
ただし、近距離通勤(通学)者にとっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。